

決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・会長に明石委員、副会長に中川委員を選任することを決定。 ・会議は非公開。会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開することを決定。 ・委員会の提出資料は、本委員会の答申後に公表することを決定。 ・枚方市総合文化芸術センター指定管理者募集要項（案）及び枚方市総合文化芸術センター管理運営業務基本仕様書（案）、選定基準（案）について、原案どおりとすることを決定。 ・次回の本委員会でのプレゼンテーションの実施及び実施方法を決定。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公開
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	観光にぎわい部 文化生涯学習課

※会長、副会長としての発言については発言者名を「会長」又は「副会長」、それ以外の発言は一律「委員」と表記する。

審議内容

第1回 枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会

開会 午後2時

(事務局) ただ今から、第1回 枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会を開会します。本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日、本委員会に対し、枚方市長から諮問書が提出されております。皆様にも資料1といたしまして、その写しをお配りしております。本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容につきまして、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で評価いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものがございます。本日を第1回とし、答申をいただくまで全3回、ご審議をいただく予定としておりますので、よろしく願い申し上げます。

なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいております。本日の会議が成立している旨、ご報告させていただきます。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、資料1から資料13、参考資料1から参考資料5となっております。また、本日の会議はWeb会議となっておりますので必要な資料につきましては画面で共有させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

案件(1) 会長・副会長の選任について

(事務局) それでは、案件をご審議いただきたいと思います。まず、案件(1)「会長、副会長の選任について」でございますが、本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならい、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の明石成司委員に、副会長を税理士の中川恵子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご異議がなければ、承認の挙手をお願いできますでしょうか。

(挙手)

(事務局) ご異議なしということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、会長に明石成司委員、副会長に中川恵子委員を選任いただくことをご承認いただきました。それでは、会長、副会長より、一言ずつごあいさつをいただきたいと思います。

(会長) ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました明石でございます。本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、「枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委

員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。以上、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。

(事務局) ありがとうございます。副会長よろしくをお願いいたします。

(副会長) ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました中川でございます。明石会長を補佐して、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。それでは、ここからは明石会長に、委員会の進行をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

案件（2）委員会の運営について

(会 長) それでは、委員会を進めてまいりたいと思います。まず、案件（2）「委員会の運営について」を議題といたします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは、ご説明いたします。今後、本委員会を進めるに当たり、まず、「会議の公開・非公開」、次に「会議録の作成方法と公表・非公表」、次に「会議資料の公表・非公表」の3点について、ご決定いただきたいと考えております。

資料10 「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」（抜粋）、こちらの方をご覧くださいいただけますでしょうか。この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網掛け部分でございますが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております1号から3号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しているものでございます。また、その下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容につきましては、この第3条の第2号、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には、次のページをご覧くださいいただけますでしょうか。本市情報公開条例の抜粋を記載しております。本委員会では、この第5条第6号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆様の内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただいてはどうかと考えております。なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公表する取り扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明いたしました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公表する取り扱いとしてはどうかと考えております。ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、本市では公表し

ている現状がございますことから、先ほどの資料2に記載されている程度で、委員名とご職業を公表させていただいております。

なお、応募者が委員に接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定しておりますのでご注意くださいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。会長、よろしく願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。特にご意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

(会長) それでは、今の3つをまとめてお諮りいたします。本件について、まず、委員会の会議は非公開といたしまして、次に、会議録は全文筆記またはそれに近い要約筆記で作成し、会議録及び委員会の提出資料は本委員会の答申後に公表とすることにご異議ありませんか。よろしいでしょうか。ご異議なければ挙手をお願いいたします。

(挙手)

(会長) ありがとうございます。それではご異議なしと認めます。本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。傍聴席には、傍聴者はおられませんでしょうか。

(事務局) いらっしゃいません。

(会長) では、このまま進めます。次に、委員会の日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、ご説明させていただきます。参考資料1「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」をご覧ください。公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、3日間の日程で開催いただいております。

本日は、第1日目として、この後、資料3の「施設の概要及び管理運営状況について」、説明させていただきます。その後、資料4の「募集要項(案)」、資料5の「基本仕様書(案)」について説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

次に、資料6の「選定基準(案)」についてご説明いたします。この選定基準は、募集要項や、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様にご申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。こちらにつきましては、本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定いただければと考えております。

そして最後に、次回の第2回委員会の進行について、ご確認いただく予定としております。

なお、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定しますと、4月16日からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、5月16日から、応募書類の受け付けを行う予定となっております。申請受付後は、事務局において提出書類の確認等を行った後、委員の皆様にごメール等で申請状況等を報告の上、郵送で申請書類一式を送付させていただきます。お手元に届きましたら、申請書類をご確認いただき、第2回委員会でのプレゼンテーションに備えていただければと思います。

続きまして、第2回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第

3回の委員会で評価結果をご確認いただきまして、委員の皆様の合議の上、ご答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。参考資料2「指定管理者制度の概要等について」をご覧くださいませでしょうか。まず、1. 指定管理者制度の概要でございます。指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度です。本市におきましても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るためのひとつの形態として、現在、17施設59箇所において、指定管理者による運営を行っております。従前の管理委託制度と、現行の指定管理者制度との相違点につきましては資料中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照のほど、よろしくお願いいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長に答申していただくものでございます。本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。

次のページをご覧ください。本委員会の諮問対象であります「枚方市総合文化芸術センター」の選定内容について、記載しております。上からまいりまして、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」することとしております。次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としておりまして、本施設につきましても原則通り5年間としております。次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項となっております。

事務局からは以上でございます。会長、よろしくお願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございます。事務局からの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたら伺います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(意見なし)

案件(3) ①枚方市総合文化芸術センターの施設の概要及び管理運営状況について

(会長) それでは、次の案件に移ります。案件(3)の①「枚方市総合文化芸術センターの施設の概要及び管理運営状況」について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、説明させていただきます。資料3「枚方市総合文化芸術センターの施設の概要及び管理運営状況について」をご覧くださいませでしょうか。

まず「1. 施設の概要」からご説明させていただきます。枚方市総合文化芸術センターは、本館は令和3年に開設し今年で築4年、別館は平成4年に開設し、築33年となっております。本館は地下1階地上5階塔屋1階構造で、別館は地上7階構造となっております。本館の主な施設内容でございますが、1,468席の大ホール、325席の小ホ

ール、最大 200 席程度のイベントホールといった 3 つのホールのほか、可動壁により 3 分割可能な展示室を備える美術ギャラリー、リハーサル室 1、保育室、マルチスペース、芝生を主とした施設前広場などがございます。

別館の主な施設内容でございますが、定員 10 人から 170 人まで幅広い会議に対応できる 11 の会議室をメインに、舞台使用と体育館使用が可能で 360 人収容できるメセナホールや和室、各種トレーニングマシンを備えたトレーニングルームなどがございます。恐れ入りますが、3 ページをご覧ください。(5) といたしまして、本館・別館それぞれの開館時間・休館日をお示ししております。開館時間は、原則、午前 9 時から午後 10 時までとし、各諸室の実情に合わせ、若干、開館時間が異なる諸室もございます。休館日につきましては、各ホールは月 2 回、その他の諸室は月 1 回としております。なお、美術ギャラリーは毎週火曜日を休館日としておりますが、これは展示の準備作業を行うためのものがございます。

続きまして、4 ページから 9 ページにかけましては、フロアマップをお示ししております。4 ページから 7 ページは本館のフロアマップ、8 ページから 9 ページは別館のフロアマップとなっております。

次の 10 ページから 17 ページにかけまして、令和 4 年度・3 年度における指定管理者において実施した事業について、一覧でお示ししております。令和 4 年度は、指定管理者による自主事業および市などとの共催事業を合わせまして 96 事業を実施しております。

続きまして、両施設の近年の利用状況について、ご説明いたします。18 ページの「(3) 施設の利用状況」をご覧ください。まず、本館の稼働率でございますが、1 つ目の表の一番下の行のとおり、令和 4 年度における大・小・イベントホール、3 つのホールの稼働率は 79.6%、真ん中の表の一番下の行のとおり、リハーサル室を含む諸室の稼働率は 53.6%、3 つ目の表の一番下の段をご覧くださいと、美術ギャラリーにつきましては令和 4 年度における稼働率が 93.7%となっております。

恐れ入りますが、次の 19 ページをご覧ください。別館の稼働率でございますが、1 つ目の表の下から 2 行目をご覧ください。令和 4 年度におけるメセナホールの稼働率は 42.2%、その下の行につきましてはメセナホールを含む全諸室の平均稼働率が 28.3% となっていることをお示ししております。次の 20 ページに、収支状況について記載しておりますが、こちらにつきましてはあわせてご参照下さいますよう、よろしく願い申し上げます。

資料 3による管理運営状況並びに施設の概要の説明は以上となります。会長、よろしくお願いたします。

(会 長) はい、ありがとうございました。ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

案件 (3) ②枚方市総合文化芸術センター指定管理者募集要項、基本仕様書について

(会 長) それでは、次に移ります。案件 (3) の②「枚方市総合文化芸術センター指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題といたします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、**資料4**「枚方市総合文化芸術センター指定管理者募集要項(案)」及び**資料5**「枚方市総合文化芸術センター管理運営業務基本仕様書(案)」に基づき、ご説明させていただきます。

募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となっております。また、基本仕様書につきましては、本市が、当該施設の管理運営におきまして、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。先ほど、説明いたしましたとおり、本日、これらの内容につきまして、委員の皆さまからのご意見等をいただき、市におきまして、内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。それでは、内容の説明に入らせていただきます。

まず、**資料4**をご覧くださいませでしょうか。「1. 対象施設」につきましては、先ほどご説明のとおりでございます。3ページから4ページにかけて、「2. 業務の範囲・内容」を記載しております。これにつきましては、後ほど「基本仕様書」でご説明させていただきますが、※印のある業務については全部または一部の再委託ができないことを明示しております。4ページをご覧ください。「3. 管理の基準」ですが、こちらにつきましては施設の開館日と、休館日・開館時間を定めているものでございます。5ページをご覧ください。「4. 指定の期間」では、このたびの公募にかかる期間を5年間と明記しております。次の「5. 提案上限額」では、指定管理料の上限を35億7334万円と定めております。提案上限額は、**参考資料3**「指定管理料上限額の算定根拠」をご覧くださいませでしょうか。上限額の算定でございますが、(1)人件費5年間の総額は13億7113万7千円、(2)の事業費としましては5年間の総額で9億567万円、(3)の事務費としましては5年間の総額は1億9611万7千円、(4)の維持管理費としましては5年間の総額は11億41万6千円、(5)カフェ運営業務は指定管理料には含めないことから、(1)から(4)の合計により、上限額合計につきましては先ほど申し上げました35億7334万円となったものでございます。応募される事業者には、この金額を上限といたしまして、それぞれが積算された金額を提案していただくこととなります。なお、前回指定管理料に含めておりました光熱費につきましては、昨今の価格の高騰などにより積算が難しいため、今回は市で負担することとしております。恐れ入ります、**資料4**募集要項の5ページにお戻りいただけますでしょうか。「6. 行政財産目的外使用許可の取扱い」では、別館敷地内に設置しております電柱の取扱いについて記載しています。「7. ネーミングライツの取扱い」では現在ネーミングライツを導入している5施設について記載をしております。

6ページをご覧ください。「8. 指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて」では、指定管理者への駐車場スペースは確保していないこと、次の「9. 備品等管理区分」では、市の備品等の貸与にかかる取り決め、「10. リスク分担」では、市と指定管理者のリスク分担について、それぞれ明示しております。次に「11. 提案にあたっての確認事項」は、後ほど「選定基準」の案件においてご説明させていただきたいと思っております。

9ページをご覧ください。「12. 指定管理者に付与する権限」では、付与する権限を示しております。9ページ下段から12ページにかけては、「13. 経理に関する事項」において利用料金制度の適用は行わないこと、インボイス制度への対応、指定管理業

務にかかる経費や収入につきましては他の事業とは別の口座で管理すること、修繕費を年度ごとに 850 万円見積もること、光熱水費のこと、感染症による感染の拡大を防止する対策のことなどを定めております。12 ページ下段から 15 ページの「14. 申請者の資格」で申請者に、「15. 指定管理者の義務」では、指定管理者全般に求めている内容を列挙しております。15 ページ下段から 18 ページ上段にかけて、「16. 提出書類」「17. JVで申請する際の留意事項」で申請書類の提出にあたっての確認事項を列挙しており、次の 18 ページの「18. 募集要項・指定申請書・様式等の配布」から「19. 施設説明会及び質疑期間」「20. 申請書受付」において、スケジュール等を明示しております。

募集要項等の配布につきましては、4月16日から6月14日まで、施設説明会は4月23日、質疑期間は4月23日から5月2日まで、回答の公開は5月16日から6月14日まで、そして、申請書の受付も5月16日から6月14日までとしております。

次に 20 ページをご覧くださいでしょうか。「21. 選定について」では、本選定委員会の概略を説明しております。次に 21 ページをご覧ください。「22. 指定について」では、本選定委員会における指定候補者選定結果の答申を受け、本市が市議会に対し指定候補者を指定管理者とする指定議案を提出し、可決後に指定するという流れを説明させていただいております。次に「23. 指定管理者指定後の手続等」は、指定管理者と交わす協定書について、説明させていただいております。

別添の別表 1 は、「備え付け備品・物品等一覧表」、22 ページの別表 2 は、「リスク分担表」、24 ページの別表 3 は、「管理運営状況一覧表」で、今後の管理運営体制を説明しております。指定管理者が配置する職員体制として、総括責任者である館長、副総括責任者である副館長に加え、企画制作担当、広報・営業・経理担当、施設利用担当、舞台技術担当のチーフ、担当者に求める要件等についてお示ししております。なお、各従事者に求めている要件等については、基本仕様書においても記載させていただいております。26 ページから 28 ページに、「施設の利用状況」を掲載させていただいております。以上が、募集要項に関するご説明となります。

次に、恐れ入りますが、**資料 5**基本仕様書（案）をご覧くださいでしょうか。募集要項と重複する部分がございますので、それ以外の部分を中心にご説明させていただきます。

4 ページ中段から 6 ページの「7. 関係法令等の遵守」、「8. 業務実施体制」で従事者の業務内容を記しております。

次に 11 ページをご覧くださいでしょうか。「業務要求事項について」では、求める業務の詳細について記しております。「A. 文化芸術事業に関する業務」に始まり、それぞれの専門業務や施設維持管理業務など、多岐に渡って記載しております。特に今回の公募に当たっては、総合文化芸術センターの指定管理業務が、施設管理業務だけではなく、多彩な事業を展開し、まち全体の活性化に繋げていくことを求めていることから、11 ページから 19 ページにかけて指定管理者企画による自主事業と市から実施を指定する指定事業を合わせて年間 85 事業以上を行っていただくよう定めているほか、19 ページからは「B. 施設の貸出に関する業務」、22 ページから「C. 施設の管理運営に関する業務」について記載をさせていただいております。

27 ページ下段（8）カフェ等運營業務、28 ページから 29 ページにかけて(10)広報宣伝業務といたしまして、センターの魅力を発信できるように、定期刊行物の作成や多彩な宣伝方法による戦略的な広報を求めているほか、(11)ではチケット販売業務、(12)ではトレーニングルーム運營業務について記載させていただいております。

次に、**別紙4**事業計画 確認事項一覧について、補足説明させていただきます。この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置付けているものでございまして、内容といたしましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端からそれぞれ本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しておりまして、申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載していただくものでございます。なお、一番右の欄には当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載させていただきます。これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置付けになります。委員の皆様にご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではありませんが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもございますので、そうした意味で審査のご参考にしていただければと考えております。

事務局からの説明は以上となります。会長、よろしくお願いいたします。

(会 長) はい、ありがとうございました。ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんでしょうか。ご意見等なければ、この募集要項、それから基本仕様書で公募を行うということでした承となりますが、それでよろしいでしょうか。

(意見なし)

(会 長) ご質問、ご意見等、特にないようですので、本件につきましては、ただいま説明のありましたとおりの案を了承いたします。

案件（3）③枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定基準について

(会 長) それでは、次の案件に移りまして、案件（3）の③「枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定基準について」を議題といたします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、選定基準について、ご説明します。**資料6**「選定基準（案）」をご覧くださいいただけますでしょうか。この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様にご申請団体をご評価いただく際の基準となるものでございます。

まず、1の指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方といたしまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。次に、2としまして、本委員会の審議体制について、3といたしまして、審議・評価の方法について、それぞれ記載のとおり、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、評価をご決定いただく旨、記載をしております。次に、4といたしまして、選定結果の公表につきましては、各申請団体に通知するほか、選定の概況等を市ホームページに公表する旨を記載しております。

次のページ、2ページでございますが、ローマ数字のⅡ 選定委員会における審議の内容について、ご説明させていただきます。まず、1. 内容審査でございますが、資料の4ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の要求事項を単位として、2ページに記載のとおり、まずは各委員に別表1に示す5段階で評価していただきます。その後、全委員の評価を踏まえ、要求事項ごとに選定委員会としての評価を、別表2に示す9段階で合議によりご決定いただき、その評価に応じた乗率をかけて得点を算出いたします。内容審査につきましては80点満点としています。

次のページ、ローマ数字のⅢ 指定管理料につきましては、下記の計算式により得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料5年間分の合計額が、市が設定する調査基準価格と同額であった場合の得点を満点の20点とし、提案額が上がるにつれて減点する仕組みとしております。ただいま説明の中で出てきました「調査基準価格」につきましては、後ほど詳しくご説明させていただきます。次に、ローマ数字のⅣ 総合評価についてでございますが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査80点満点と、指定管理料の提案額20点満点をそれぞれ得点化したものを合算し、100点満点とする総合評価方式で行っていただいております。

恐れ入りますが、審査、評価方法に係る考え方等の詳細につきましては、[参考資料4](#)

「資料6 指定管理者選定基準に係る補足説明資料」によりご説明をさせていただきますと存じます。[参考資料4](#)をご覧ください。一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定にあたりましては、団体の提出する事業計画書の内容審査による得点80点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による20点満点の、合計100点満点とする総合評価方式でございまして、内容審査につきましては、資料1ページ目の下段に記載しております[資料6](#)「選定基準」(抜粋)のとおり1. ①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった要求事項を単位といたしまして、各委員による評価を評価基準に基づき5段階評価で行ったのち、選定委員会としての評価を9段階で、合議によりご決定いただくものとなっております。

次のページをご覧ください。評価に係る具体的な手順を記載しております。行程①といたしまして、まず、申請団体から提出されました事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかをご確認いただけます。資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の一つである「事業計画 確認事項一覧」でございます。この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただけます。

次のページをご覧ください。行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が本市の求める「確認事項」を満たしているかどうかについて、ご判断いただいた上で、第2回委員会での評価に備え、事前に各委員において、1から5までの5段階で評価を行っていただきます。なお、事業計画書の記載内容だけで、「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合につきましては、申請団体によるプレゼンテーションの場で、質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。そのうえで、まず、パターン①と記載しておりますが、「確認事項」を満たしているのご判断された場合でございます。本市が求める基礎的事項である「確

認事項」を満たしている場合につきましては、まず、基礎点の「3」の評価であることが確定します。続いて、「加点事項」に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図、**資料6**「選定基準」(抜粋)におきまして、角の丸い赤い四角で囲んでいる列に記載をしております。申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容をすべて満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1～4の加点事項がすべて満たされている場合は「5」の評価となり、一部が満たされている場合は「4」の評価となっております。

次のページをご覧ください。次に、パターン②といたしまして、「確認事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。「確認事項」を満たしていない場合につきましては、「3」の評価とはならず、「5」や「4」の評価にもならないものとなります。減点評価である、「2」または「1」の評価のご判断をいただくものとなっております。それぞれ、「2」の評価は、「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、「1」の評価は、「確認事項」についての記載がない、または、確認事項が求める内容をまったく理解していない記載が1項目でもある場合としております。ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、「2」の評価と思われていたものを「3」の評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものと考えております。

次のページをご覧ください。行程③といたしまして、申請団体によるプレゼンテーションを経て、各委員において1から5までの5段階で評価を行っていただき、その内容を事務局にて取りまとめさせていただきます。なお、参考といたしまして、各委員による評価表のイメージを記載させていただいております。評価表には、1～5段階の評価をご記入していただく欄と、それぞれ評価の理由を記載いただく欄がございますので、選定委員会において委員の皆様でご議論、ご発言いただく際にご活用いただければと考えております。

次のページをご覧ください。最後に、行程④といたしまして、第3回委員会で各委員による評価結果の集計表をお示しさせていただきます。委員の皆様にはその結果をもとにご議論いただきながら、要求事項ごとに、「1」から「5」までを0.5刻みとした9段階で、選定委員会の評価を合議でご決定いただきます。資料下段の、「評価集計表(内容審査)イメージ」の表をご覧ください。表の右半分を見ていただきますと、1つの申請団体に対する、各委員AからEまでのそれぞれの評価と、それらの平均を記載しております。その右側には、平均により算出した仮の評価といたしまして、「委員会としての評価及び得点(仮)」を記載しております。この結果を踏まえ、要求事項ごとに委員会としての評価を、合議によりご決定いただきます。委員会としての評価が確定いたしましたら、事務局において、要求事項ごとの「配点」に、評価に応じた乗率をかけ、要求事項ごとの「得点」と、内容審査の合計得点80点満点を算出するものとなります。内容審査の手順については、以上となります。

次のページ、7ページをご覧ください。2. 指定管理料の額につきましては、提案されました指定管理料の額が、調査基準価格と同額であった場合の得点を満点の20点とし、資料に記載の計算式により得点化を行います。提案額が上がるにつれて減点とな

り、上限額と同額であった場合の得点が、満点の50%、20点満点のうち10点となります。ただし、調査基準価格に満たない額での提案がある場合につきましては、最も低い提案額を満点として、計算式の「調査基準価格」を「最低価格」に置き換えて得点化を行うこととしております。

ここで調査基準価格についてでございますが、その下の「【参考】調査基準価格と数値的判断基準値」の図をご覧くださいませでしょうか。申請団体につきましては、公募の際に市が設定して示す「提案上限額」を下回る指定管理料を提案することとしており、提案額が提案上限額を超える場合につきましては、失格となります。調査基準価格は、今回のこの施設については、提案上限額に対し85%とする予定でございますが、この額に満たない提案があった場合は即失格になるわけではないものの、当該提案額で適正な業務履行が可能かどうか、選定委員会において審査することとしております。これまでの実績上、調査基準価格を下回る提案がなされたことはごく稀ですので、審査方法については必要となった場合に改めてご説明させていただきたいと考えております。調査基準価格につきましては選定が終わるまで非公表としておりますので、ご留意いただければと考えております。また、申請団体の提案額の平均の85%の金額を「数値的判断基準値」とし、提案額がその額に満たない場合、失格になります。数値的判断基準値につきましては、募集要項にも記載しているところでございます。以上の考え方により、指定管理料を得点化いたします。

最後に、3. 総合評価でございますが、内容審査の得点80点と指定管理料の額に対する得点20点満点を合算した総合評価点及び順位を記載した「評価結果」を委員会で確認し、最終決定をいただきたいと思いますと考えております。以上が、審査、評価に係る大まかな流れとなります。

次に、**資料6**にお戻りいただけますでしょうか。4ページから6ページにかけての「事業計画に関する内容審査」の表をご覧ください。内容審査の項目でございますが、まず、1. 申請団体の経営方針等に関する事項といたしまして、①団体の経営方針、②指定管理者の指定を申請した理由、③経営の継続性・安定性という要求事項に対して、確認事項が10項目、加点事項を9項目としております。配点は①が5点、②が2点、③が2点、合計9点となります。

続きまして、2. 施設の経営方針に関する事項といたしまして、①施設の現状に対する考え方及び将来展望、②施設運営に関する計画の、ア) 施設運営全般に関する提案、イ) 文化芸術事業全般に対する考え方、ウ) 自主事業に対する考え方、エ) 指定事業に対する考え方、オ) 施設の貸出等に関する業務の提案に対して、確認事項29項目、加点事項27項目を記しております。配点は①が2点、②のア) が12点、イ) が10点、ウ) が16点、エ) が4点、オ) が9点の合計53点となっております。

続きまして、3. 施設の管理に関する事項といたしまして、①施設管理全般に関する提案、②環境への配慮に関する提案に対して、確認事項6項目、加点事項8項目を記しております。配点①が8点、②が2点となっております。

次に、4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項、5. 緊急時における対策に関する事項、6. その他といたしまして、確認事項計8項目、加点事項計8項目としております。配点は4. が2点、5. が3点、6. が3点となっており、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点は80点満点となっております。

説明は以上となります。会長、よろしくお願ひいたします。

(会 長) はい、ありがとうございました。ただいま説明のありました選定基準の内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はございませんでしょうか。ご質問、ご意見等なければ、この選定基準で選定を行うということでした承するという事になります、よろしいでしょうか。

(意見なし)

(会 長) ご質問、ご意見等特にないようです。それでは、本件については、ただいま説明のありましたとおりの選定基準に基づき、選定を行うことにいたします。

案件（４）プレゼンテーションの実施方法について

(会 長) 次に、案件（４）「プレゼンテーションの実施方法について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) プレゼンテーションの実施方法につきましては、**資料7**「第2回枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会の進行について」をご覧くださいませでしょうか。まず、日程でございますが、7月11日木曜日、正午からの開催を予定させていただいております。所要時間につきましては申請団体数によって前後いたしますので、お忙しいところ大変恐れ入りますが、午後4時までご予約いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。終了予定時刻の目安につきましては、申請受付締切後、6月下旬ごろに改めてご連絡いたします。

次に、プレゼンテーション当日の全体スケジュールでございますが、まず、プレゼンテーションに入ります前に、評価方法についてご確認いただいた後、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについてご協議いただいたうえで、申請団体のプレゼンテーションに入っていただいております。プレゼンテーションの時間でございますが、1団体につき、準備の時間を除きまして15分間、また、プレゼンテーション後に20分程度の質疑時間を見込んでおり、申請団体退室後に、事務局への質疑等を行っていただいております。また、申請団体が複数の場合、プレゼンテーションの順番につきましては、申請受付順とさせていただいております。

また、申請団体が1団体のみであった場合のスケジュールにつきまして、事務局から提案がございます。本委員会の開催日程につきましては、当初、全3回とご説明させていただいておりますが、申請団体が1団体のみであった場合につきましては、第3回の委員会で予定をしております評価、合議、答申につきまして、次回の第2回選定委員会のプレゼンテーション後に行っていただいております。なお、第2回にご答申いただきました場合は、第3回の委員会は開催しないということになります。

事務局からの説明は以上でございます。会長、よろしくお願ひいたします。

(会 長) ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆さん、いかがでしょうか。もう一度まとめますと、まず、プレゼンテーションについては、事務局から説明があったとおりの手順で、申請団体によるプレゼンテーションを実施するという事。また、仮に申請団体が1団体のみだった場合は、評価や集計に係る時間を考慮しても、その次の第3回委員会に行う予定の内容を含めて第2回で行ってしまうということ

で、次回第2回で合議・答申まで行って、第3回委員会は開催しないというご提案でございました。委員の皆さん、いかがでしょうか。

(意見なし)

(会 長) はい、ありがとうございます。ご意見もございませんので、プレゼンテーションの実施方法や、申請団体が1団体であった場合のスケジュールについては、事務局から説明があったとおりといたします。

案件(5) その他

(会 長) では次にまいりまして、案件(5)「その他」の事項について、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、その他といたしまして、繰り返しになりますが、今後の予定につきましては、本日の委員会が終了次第、募集要項・仕様書等をホームページで公表し、申請期間中に申請団体が事業計画書等を提出してまいります。その申請状況等につきまして、委員の皆様にもメール等でご報告させていただくとともに、申請団体から提出された事業計画書等の書類につきましては、郵送で皆様にお届けさせていただきたいと考えております。その際、**参考資料5**「評価メモ」を事務局の方で作成し、一緒に送付させていただきたいと考えております。この「評価メモ」につきましては、各団体から提出されました書類をもとに作成しますので、本日の資料はイメージとしてご覧いただければと思いますが、内容といたしましては、先ほどご確認いただきました**別紙4**「事業計画 確認事項一覧」の内容に、「評価メモ」欄を加えたものとなっております。委員の皆様には、申請団体の事業計画書の内容確認や、書面上の事前評価を行っていただくとともに、疑問点等につきまして、メモ書きするなどご活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対するご質問、ご確認に備えていただければと考えております。

また、次回の委員会後、委員の皆様から評価をご提出いただく際、施設の選定にあたっての評価コメントをいただきたいと考えておりまして、この「評価メモ」につきましては、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。なお、申請団体が1団体であった場合でも、審査、評価を行っていただき、当該団体が指定管理者として適当かどうか、最終的に合議、答申いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。また、申請団体の応募状況を含めまして、本委員会の審議内容につきましては、ご答申をいただいてから公表することとなっております。誠に恐縮でございますが、ご留意いただければと存じますので、あわせて、よろしくお願いたします。それから、募集要項等をホームページで公表するまでの間、資料等の修正がありましたら原則といたしまして会長にご一任いただき、事務局と調整のうえ委員の皆様さまに報告させていただきますので、よろしくお願いたします。資料の説明は以上です。

最後に、繰り返しになりますが、次回の「枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会」は、7月11日木曜日、正午からの開催を予定させていただいております。正式なご案内は後日改めてさせていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願いたします。

以上でございます。会長、よろしくお願いたします。

(会 長) はい、ご説明ありがとうございました。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、「枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会」を閉会いたします。委員の皆様には、本委員会の運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時 10 分